

平成29年第2回定例会9月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 59 号 明石市地域総合支援センター条例制定のこと
- 〃 第 60 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 61 号 明石市立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 62 号 平成 29 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 63 号 平成 29 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 64 号 平成 29 年度明石市大蔵海岸整備事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 65 号 明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと
- 〃 第 66 号 デジタル防災行政無線整備工事請負契約のこと
- 〃 第 67 号 平成 28 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 11 件
- 〃 第 78 号
- 〃 第 79 号 平成 28 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 80 号 平成 28 年度明石市大蔵海岸整備事業会計決算及び利益の処分のこと
- 〃 第 81 号 平成 28 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 16 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 17 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 18 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 19 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 20 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 21 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 22 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 23 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 24 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 25 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 28 年度決算）報告のこと

〃 第 2 6 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

1 要 旨

生活のしづらさを抱える者が家族や地域とのつながりを持って暮らせるように、生活のしづらさを抱える者やその家族等から広く相談を受け、総合的かつ包括的な支援を行う拠点として、本市に地域総合支援センターを設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称及び位置

名 称	位 置
あさぎり・おおくら総合支援センター	明石市松が丘5丁目7番1号
きんじょう・きぬがわ総合支援センター	明石市相生町2丁目5番15号
にしあかし総合支援センター	明石市貴崎1丁目5番13号
おおくぼ総合支援センター	明石市大久保町八木743番地の33
うおずみ総合支援センター	明石市魚住町西岡500番地の1
ふたみ総合支援センター	明石市二見町東二見1836番地の1

(2) 実施する事業

- ア 生活のしづらさを抱える者又はその家族からの相談を受け、必要な支援を行う事業
- イ 地域住民同士の支え合い体制を構築する事業
- ウ 要支援者等に対するケアプランの作成、高齢者向け体操教室の実施、高齢者虐待への対応等の地域包括支援センターが現に行っている事業
- エ その他市長が必要と認める事業

(3) 利用者の範囲

- ア 複数の生活のしづらさを抱え、分野横断的な支援を必要とする者
- イ 生活のしづらさを抱える者が複数人属しており、分野横断的な支援を必要とする世帯の世帯員
- ウ その他生活のしづらさを抱え、支援を必要とする者
- エ アからウまでに掲げる者の家族
- オ アからエまでに掲げる者の支援にかかわる者

3 施行期日

ふたみ総合支援センターは、平成29年10月1日。その他の地域総合支援センターは、平成30年4月1日

1 要 旨

平成29年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の延長や固定資産税の企業主導型保育事業に係る地域決定型地方税制特例措置の規定の整備等を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 軽自動車税のグリーン化特例の延長等

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に係る軽自動車税の税率を環境負荷の程度等に応じて25%～75%軽減するグリーン化特例について、より燃費性能の優れた軽自動車を対象を限定した上で、適用期限を2年延長する。

(2) 企業主導型保育事業に係る地域決定型地方税制特例措置の創設

企業主導型保育事業の用に供する施設（企業が主に従業員を対象として設置・運営する認可外保育施設のうち国の補助を受けているもの）の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を、当該補助を最初に受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分について、3分の1（国の示す参酌すべき基準は2分の1）とする。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(3)の一部は平成31年1月1日

1 要 旨

市立中学校における学校給食の調理等の業務を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本市に東部学校給食センターを設置しようとするもの。

2 内 容

東部学校給食センターの名称及び位置を規定

(1) 名称 明石市立東部学校給食センター

(2) 位置 明石市和坂1丁目2番11号

3 施行期日

教育委員会規則で定める日

今回の補正は、歳出で大蔵海岸民活施設用地にかかる賃借料、市税賦課徴収事業費及び財政基金積立金等を追加するとともに、歳入では財産収入及び繰越金等を追加するもの。

また併せて、大蔵海岸民活施設用地管理事業、J T跡地取得事業、児童相談所整備事業及び地域総合支援センター整備事業について、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 766,600 千円 補正後 102,667,253 千円 〕

歳 入

国庫支出金	33,536 千円	総務費国庫補助金	30,000 千円
		民生費国庫補助金	3,536 千円
財産収入	112,200 千円	財産貸付収入	
繰越金	620,064 千円	前年度繰越金	
市債	800 千円	民生債	

歳 出

投資的経費	1,000 千円	児童相談所整備事業費	
物件費等	245,600 千円	大蔵海岸民活施設 用地管理事業費	112,200 千円
		市税賦課徴収事業費	80,000 千円
		住民基本台帳 事務事業費	30,000 千円
		保健センター改修事業費	20,000 千円
		児童福祉一般 事務事業費	3,400 千円
積立金	520,000 千円	財政基金積立金	

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
大蔵海岸民活施設用地管理事業	14,018,200	H30～H64
J T跡地取得事業	3,621,600	H30
地域総合支援センター整備事業	24,000	H30～H32
児童相談所整備事業	699,000	H30

今回の補正は、歳出で国県負担金等の精算に伴う償還金を追加するほか、保険給付費について執行見込による各種給付費の補正を行うとともに、歳入では前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 105,100 千円 補正後 23,071,325 千円 〕

歳 入

繰 越 金 105,100 千円 前年度繰越金

歳 出

保 険 給 付 費 0 千円 地域密着型介護サービス等給付費 △25,000 千円

高額医療合算介護サービス費 25,000 千円

償 還 金 105,100 千円 国県負担金等精算金償還事業

今回の補正は、未売却の民活施設用地の条件付売却に伴い、事業収入で土地売却収入を追加し、事業費用では企業債利息を減額する一方、借入金利息等を追加するもの。

資本的収入では、企業債の返済に伴い、借換えに係る企業債を減額するもの。

また、一時借入金の限度額を 4,100,000 千円に変更するもの。

事業収益

営業収益 8,080,000 千円 土地売却収入

事業費用

営業費用 9,243,330 千円 土地売却原価

営業外費用 △40,000 千円 企業債利息 △53,000 千円

借入金利息 13,000 千円

特別損失 27,000 千円 繰上返済清算金

資本的収入

企業債 △8,080,000 千円 企業債

議案第 6 5 号

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
破砕選別施設プラント設備保全工事	保全工事一式	ごみクレーン保守、破袋集袋機保守、破砕機供給コンベヤ保守、可燃物移送コンベヤ保守、高圧真空遮断器取替え、過電流継電器取替え

2 請負金額 金 160,920,000円

3 相手方 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社 神戸工場
神戸工場事務所長 奥谷能久

(参考)

工事期限 平成30年3月10日

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
デジタル防災行政無線整備工事	撤去工事一式 機器製作工事一式 据付工事一式	基地局、遠隔制御装置、 中継局、屋外拡声子局、 戸別受信機

2 請負金額 金 344,520,000円

3 相手方 神戸市中央区東町126番地
日本電気株式会社 神戸支社
神戸支社長 中 垣 内 潤 一4 支払条件 平成29年度 金 61,548,498円以内
平成30年度 金 161,700,462円以内
平成31年度 残 額

(参考)

工事期限 平成32年1月31日

議案第 67 号
 議案第 81 号

平成 28 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公
 営企業会計決算等

地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に
 より、平成 28 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算
 につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

平成 28 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A 歳入決算額	B 歳出決算額	C = A - B 形式収支額	D 繰越財源	E = C - D 実質収支額
一般会計		107,471,377	106,167,855	1,303,522	264,038	1,039,484
特別 会計	葬祭事業	550,265	550,265	0	0	0
	国民健康保険事業	37,524,499	34,493,481	3,031,018	0	3,031,018
	財産区	6,368,375	555,852	5,812,523	0	5,812,523
	公共用地取得事業	350,327	333,520	16,807	0	16,807
	石ヶ谷墓園整備事業	391,244	96,771	294,473	87,000	207,473
	農業共済事業	14,198	12,514	1,684	0	1,684
	地方卸売市場事業	80,540	80,540	0	0	0
	介護保険事業	20,593,654	20,256,580	337,074	0	337,074
	土地区画整理事業清算金	194	194	0	0	0
	後期高齢者医療事業	3,441,104	3,430,614	10,490	0	10,490
	病院事業債管理	892,205	892,205	0	0	0
小計	70,206,606	60,702,537	9,504,069	87,000	9,417,069	
合計	177,677,983	166,870,392	10,807,591	351,038	10,456,553	

※ 各会計毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

平成 28 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A 収入	B 支出	C = A - B 差引	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
水道事業	収益的収支	6,952,023	5,954,287	997,735	878,466	1,715,451
	資本的収支	47,164	2,893,617	△2,846,453		
大蔵海岸整備事業	収益的収支	206,268	112,165	94,103	94,103	247,197
	資本的収支	0	80,000	△80,000		
下水道事業	収益的収支	9,435,460	8,641,951	793,510	759,057	759,057
	資本的収支	2,202,563	5,181,409	△2,978,847		
合計	収益的収支	16,593,751	14,708,403	1,885,348	1,731,626	2,721,705
	資本的収支	2,249,727	8,155,027	△5,905,299		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

報告第 1 6 号

）

報告第 1 8 号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 請求の要旨

(1) 報告第 1 6 号について

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

(2) 報告第 1 7 号について

市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

(3) 報告第 1 8 号について

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方（名古屋市在住の個人）に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるとともに、市営住宅を不法占有する相手方（明石市在住の個人）に対し、住宅の明渡しを求めるもの。

2 訴えの相手方等

報告番号	相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等(円)	専決処分日
第 1 6 号	明石市在住の個人	市営東二見駅北住宅	1 0 0 , 4 0 0	平成 2 9 年 6 月 2 9 日
第 1 7 号	明石市在住の個人	市営東二見宮北住宅及び駐車場	家賃 1 3 2 , 8 0 0 駐車場使用料 2 2 , 8 0 0	平成 2 9 年 7 月 1 3 日

報告 番号	相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等(円)	専決処分日
第18号	名古屋市在住の個人 明石市在住の個人	市営東二見宮 の前住宅	193,100	平成29年 7月13日

報告第 1 9 号

）

報告第 2 2 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第 1 9 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年 6 月 1 9 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 2 5 9 , 2 0 0 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 2 9 年 5 月 1 日明石市魚住町清水 1 0 4 6 番地の 1 地先の狭あい道路において、市民生活局環境室収集事業課の職員が運転するごみ収集車が、前方から走行してきた大型自動車に道を譲るために後退した際、後方で停車中の相手方軽乗用車に接触し、損害を与えたもの。
第 2 0 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年 7 月 7 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 9 3 2 , 5 2 2 円 (人身損害に係るもののみ) (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日明石市西新町 3 丁目 7 番 1 5 号地先において、福祉部障害福祉課（当時）の職員が運転する本市所有の軽乗用車が渋滞で停車中の車列に突っ込み、最後尾の相手方乗用車ほか 1 台に対する多重事故を起こした結果、相手方乗用車に損害を与えるとともに、相手方を負傷させたもの。 ※ 本件事故の物件損害については、先に平成 2 9 年報告第 4 号にて報告済み。

報告番号	要 旨	内 容
第 2 1 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年8月17日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 78,400円 (物件損害に係るもののみ)</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 平成29年5月8日明石市和坂2丁目16番5号地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、市民生活局斎場管理センターの職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が左折しようとした際、後方から走行してきた相手方原動機付自転車に接触し、損害を与えると同時に、相手方を負傷させたもの。</p>
第 2 2 号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年8月18日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 270,000円</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 平成29年6月7日明石市港町の相手方住居前において、市民生活局環境室収集事業課の職員が粗大ごみを収集していたところ、粗大ごみの収集車の後部搬入扉を保持していた職員がその手を放したため、当該搬入扉が相手方所有の建物の玄関扉に接触し、損害を与えたもの。</p>

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	平成28年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
将来負担比率	49.3	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成28年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
大蔵海岸整備事業会計	—		
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第24号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の平成28年度の決算書等及び平成29年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 5 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 28 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 28 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 26 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 28 事業年度の業務実績に関する評価結果の報告を地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会から受けたため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。